

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
取締役会長 敷 土 文 夫

## 第93回定時株主総会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日おさしつかえの場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

23ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時  
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都渋谷区神南二丁目1番1号  
国立代々木競技場 第一体育館

### 3. 会議の目的事項 報告事項

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

### <会社提案（第1号議案）>

第1号議案 取締役13名選任の件

### <株主提案（第2号議案及び第3号議案）>

第2号議案 定款一部変更の件（1）

第3号議案 取締役選任の件

### <株主提案（第4号議案から第12号議案まで）>

第4号議案 定款一部変更の件（2）

第5号議案 定款一部変更の件（3）

第6号議案 定款一部変更の件（4）

第7号議案 定款一部変更の件（5）

第8号議案 定款一部変更の件（6）

第9号議案 定款一部変更の件（7）

第10号議案 定款一部変更の件（8）

第11号議案 定款一部変更の件（9）

第12号議案 定款一部変更の件（10）

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

## 4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を、電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
  2. 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告及び監査報告は、別添の「平成28年度報告書」のとおりであります。ただし、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、「平成28年度報告書」には記載しておりません。
  3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ホームページ等でお知らせいたします。

当社ホームページ <http://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

## 議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 当日ご出席いただける場合

#### 株主総会へのご出席による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

### 当日ご出席いただけない場合

#### 書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、**平成29年6月22日（木曜日）午後5時20分**までに到着するようご返送ください。

#### 電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使



当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、**平成29年6月22日（木曜日）午後5時20分**までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては、23ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご覧ください。

# 株主総会参考書類

## <会社提案（第1号議案）>

### 第1号議案 取締役13名選任の件

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

(五十音順)

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	あん ねん じゆん じ 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	
2	うつ だ しよう えい 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	
3	かね こ よし のり 新任	
4	かわ さき とし ひろ 新任	
5	かわ むら たかし 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	
6	くに い ひで こ 再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	取締役（報酬委員長，指名委員，監査委員）
7	こばやかかわ とも あき 再任	取締役
8	たか うら ひで お 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	
9	たけ たに のり あき 新任	常務執行役（内部監査室，グループ事業管理室， 経理室担当）
10	と やま かず ひこ 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	
11	にし やま けい た 再任	取締役（指名委員），執行役（会長補佐兼経営企 画担当（共同））
12	まき の しげ のり 新任	
13	もり や せい じ 新任	

(注) 独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者

1. **安念潤司** (昭和30年8月12日生)

新任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する当社  
普通株式の数

0株

**略歴及び地位**

昭和57年8月 北海道大学法学部助教授  
昭和60年4月 成蹊大学法学部助教授  
平成4年2月 弁護士  
平成5年4月 成蹊大学法学部教授  
平成16年4月 成蹊大学法科大学院教授  
平成19年12月 中央大学法科大学院教授

(現在にいたる)

(平成19年11月まで)  
(現在にいたる)



**重要な兼職の状況**

中央大学法科大学院教授  
弁護士  
松井証券株式会社社外取締役

**社外取締役候補者の選任理由**

安念潤司氏は、大学教授及び弁護士として主に法律分野における高い見識を有していることに加え、社外取締役を務め企業経営に多様な経験を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

2. **槍田松瑩** (昭和18年2月12日生)

新任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する当社  
普通株式の数

0株

**略歴及び地位**

平成14年10月 三井物産株式会社代表取締役社長  
平成21年4月 三井物産株式会社取締役会長  
平成27年4月 三井物産株式会社取締役  
平成27年6月 三井物産株式会社顧問

(現在にいたる)



**重要な兼職の状況**

三井物産株式会社顧問  
株式会社東京放送ホールディングス社外取締役  
株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役  
株式会社野村総合研究所社外取締役

**社外取締役候補者の選任理由**

槍田松瑩氏は、三井物産株式会社の社長、会長を務めるなど、国際的なビジネスに関する豊富な経験を有していることに加え、国内外のエネルギー事情に関する幅広い見識を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

3. <sup>かね</sup> <sup>こ</sup> <sup>よし</sup> <sup>のり</sup>  
**金子 禎 則** (昭和38年5月17日生)

新任

所有する当社  
普通株式の数 2,252 株

**略歴及び地位**

昭和63年4月 当社入社  
平成23年10月 当社埼玉支店設備部長  
平成25年7月 当社多摩支店武蔵野支社長  
平成27年7月 当社パワーグリッド・カンパニー経営企画室長  
平成28年4月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役副社長

(現在にいたる)



**取締役候補者の選任理由**

金子禎則氏は、当社グループの経営に携わり、主に送配電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

4. <sup>かわ</sup> <sup>さき</sup> <sup>とし</sup> <sup>ひろ</sup>  
**川崎 敏 寛** (昭和40年8月21日生)

新任

所有する当社  
普通株式の数 1,034 株

**略歴及び地位**

昭和63年4月 当社入社  
平成23年6月 当社法人営業部都市エネルギー部都市第三営業グループマネージャー  
平成24年10月 当社東京支店営業部(エネルギー営業担当)  
平成26年6月 当社グループ事業部テプコカスタマーサービス株式会社出向  
(代表取締役社長)  
平成27年7月 当社カスタマーサービス・カンパニーテプコカスタマーサービス株式会社出向(代表取締役社長)  
平成28年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社暮らし&ビジネスサービス事業本部(現リビング事業本部)テプコカスタマーサービス株式会社出向(代表取締役社長) (現在にいたる)



**取締役候補者の選任理由**

川崎敏寛氏は、当社グループの経営に携わり、主に小売電気事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

5. <sup>かわ</sup>川 <sup>むら</sup>村

<sup>たかし</sup>隆 (昭和14年12月19日生)

新任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する当社  
普通株式の数

0株

### 略歴及び地位

平成21年6月 株式会社日立製作所代表執行役執行役会長兼執行役社長兼取締役  
平成22年4月 株式会社日立製作所代表執行役執行役会長兼取締役  
平成23年4月 株式会社日立製作所取締役会長  
平成26年4月 株式会社日立製作所取締役  
平成26年6月 株式会社日立製作所相談役 (平成28年6月まで)



### 重要な兼職の状況

株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役

### 社外取締役候補者の選任理由

川村隆氏は、株式会社日立製作所の社長、会長を務め、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、事業再編などによる経営改革やエネルギー事業に関する高い見識を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

## 6. くに 井 ひで こ (昭和22年12月13日生)

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する当社  
普通株式の数

3,266 株

### 略歴及び地位

平成17年6月 株式会社リコー常務執行役員  
平成20年4月 株式会社リコーグループ執行役員  
平成20年4月 リコーソフトウェア株式会社（現リコーITソリューションズ株式会社）取締役会長（平成25年3月まで）  
平成21年4月 株式会社リコー理事（平成25年3月まで）  
平成24年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授（現在にいたる）  
平成25年4月 芝浦工業大学学長補佐（現在にいたる）  
平成25年10月 芝浦工業大学男女共同参画推進室長（現在にいたる）  
平成26年6月 当社取締役（現在にいたる）



### 重要な兼職の状況

芝浦工業大学学長補佐兼大学院工学マネジメント研究科教授兼男女共同参画推進室長  
本田技研工業株式会社社外取締役  
株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役

### 社外取締役候補者の選任理由等

國井秀子氏は、リコーITソリューションズ株式会社の会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進に関する高い見識を有することから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

## 7. こばやかわ とも あき (昭和38年6月29日生)

再任

所有する当社  
普通株式の数

3,400 株

### 略歴及び地位

昭和63年4月 当社入社  
平成23年12月 当社神奈川支店営業部長  
平成25年7月 当社法人営業部都市エネルギー部長  
平成26年6月 当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長  
平成27年6月 当社常務執行役員（平成28年3月まで）  
平成28年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長（現在にいたる）  
平成28年6月 当社取締役（現在にいたる）



### 取締役候補者の選任理由

小早川智明氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に小売電気事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



8. <sup>たか</sup>高 <sup>うら</sup>浦 <sup>ひで</sup>英 <sup>お</sup>夫 (昭和24年6月19日生)

新任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する当社  
普通株式の数

0株

### 略歴及び地位

昭和52年5月 公認会計士 (現在にいたる)  
平成18年9月 あらた監査法人 (現PwCあらた有限責任監査法人。以下同  
じ) 代表執行役  
平成21年5月 あらた監査法人代表社員 (平成21年6月まで)



### 重要な兼職の状況

公認会計士  
本田技研工業株式会社社外監査役

### 社外取締役候補者の選任理由

高浦英夫氏は、公認会計士としてあらた監査法人の代表執行役を務めるなど、主に監査及び会計の分野における多様な経験と高い見識を有していることに加え、社外監査役を務め企業監査に多様な経験を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

9. <sup>たけ</sup>武 <sup>たに</sup>谷 <sup>のり</sup>典 <sup>あき</sup>昭 (昭和34年10月13日生)

新任

所有する当社  
普通株式の数

20,978株

### 略歴及び地位

昭和58年4月 当社入社  
平成23年7月 当社グループ事業部  
平成25年6月 当社経理部長  
平成27年6月 当社常務執行役 (現在にいたる)  
平成28年4月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役 (現在にいたる)  
平成28年4月 東京電力フェュエル&パワー株式会社取締役 (現在にいたる)  
平成28年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役 (現在にいたる)



### 取締役候補者の選任理由

武谷典昭氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に財務及び会計に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

10. 富山和彦 (昭和35年4月15日生)

新任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する当社  
普通株式の数

0株

略歴及び地位

平成13年4月 株式会社コーポレートディレクション代表取締役社長  
(平成15年3月まで)  
平成19年4月 株式会社経営共創基盤代表取締役CEO (現在にいたる)

重要な兼職の状況

株式会社経営共創基盤代表取締役CEO  
パナソニック株式会社社外取締役



社外取締役候補者の選任理由

富山和彦氏は、株式会社コーポレートディレクションの社長や株式会社経営共創基盤のCEOを務めるなど、企業における事業再生に関する幅広い経験と見識を有していることに加え、企業統治に精通していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

11. 西山圭太 (昭和38年1月11日生)

再任

所有する当社  
普通株式の数

0株

略歴及び地位

平成21年7月 株式会社産業革新機構執行役員  
平成24年6月 株式会社産業革新機構専務執行役員  
平成24年7月 経済産業省大臣官房審議官 (経済社会政策担当)  
平成25年6月 経済産業省大臣官房審議官 (経済産業政策局担当)  
平成26年7月 経済産業省大臣官房付  
平成26年7月 原子力損害賠償支援機構 (現原子力損害賠償・廃炉等支援機構) 連絡調整室次長  
平成26年7月 当社執行役員  
平成27年6月 当社取締役, 執行役員 (現在にいたる)  
平成27年7月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長 (現在にいたる)

重要な兼職の状況

原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長

取締役候補者の選任理由

西山圭太氏は、経済産業省、株式会社産業革新機構及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構において要職を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



12. <sup>ま</sup>牧 <sup>の</sup>野 <sup>しげ</sup>茂 <sup>のり</sup>徳 (昭和44年6月30日生)

新任

所有する当社  
普通株式の数

0株

略歴及び地位

平成4年4月 当社入社  
平成22年7月 当社柏崎刈羽原子力発電所第一保全部電気機器(1・4号)グループマネージャー  
平成24年7月 当社原子力設備管理部設備技術グループマネージャー  
平成28年7月 当社原子力安全・統括部(福島第二原子力発電所駐在)  
平成28年12月 当社原子力人材育成センター所長 (現在にいたる)



取締役候補者の選任理由

牧野茂徳氏は、当社の原子力人材育成センター所長を務めるなど、主に原子力発電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

13. <sup>もり</sup>守 <sup>や</sup>谷 <sup>せい</sup>誠 <sup>じ</sup>二 (昭和38年4月21日生)

新任

所有する当社  
普通株式の数

14,840株

略歴及び地位

昭和61年4月 当社入社  
平成23年7月 当社グループ事業部グループ事業構築グループマネージャー  
平成24年4月 当社グループ事業部部長代理兼グループ事業構築グループマネージャー  
平成25年6月 当社監査委員会業務室長  
平成28年4月 東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役 (現在にいたる)



取締役候補者の選任理由

守谷誠二氏は、当社グループの経営に携わり、主に燃料・火力発電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、國井秀子氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しております。また、本総会において同氏並びに安念潤司氏、槍田松瑩氏、川村隆氏、高浦英夫氏、武谷典昭氏及び富山和彦氏の取締役選任が承認された場合、各氏との間で、上記内容の契約を締結する予定であります。
2. 川村隆氏は、平成23年6月から平成28年6月まで当社の特定関係事業者である日本原燃株式会社の社外監査役でありました。

## 社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

1. **当社グループ関係者**
  - ・当社又は当社子会社の出身者
2. **主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）**
  - ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
  - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
3. **主要な取引先**
  - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
  - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者
4. **専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）**
  - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
  - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者
5. **役員相互就任**
  - ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員
6. **近親者**
  - ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
  - ・最近3年間において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
  - ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。
7. **その他**
  - ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とすることができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

株主提案に対する取締役会の意見は、第12号議案の後に記載しております。なお、各議案の議案内容及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

### <株主提案（第2号議案及び第3号議案）>

第2号議案及び第3号議案は、株主からのご提案によるものであります。

なお、提案株主（4名）の議決権の数は、304個であります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件（1）

（原子力発電所の早期再稼働）

##### ○議案内容

定款に以下の条文を加える。

「収益性を維持しつつ、二酸化炭素の排出を削減するため、原子力発電所を早期に再稼働する。」

##### ○提案の理由

平成28年4月から、電力小売りが全面自由化された。そのため、当社は電力供給価格の値下げ圧力を受けている。一方で、石油輸出国機構などによる減産により、原油価格は高止まりしており、火力発電のコスト削減には限度がある。そのため、電力発電コストを引き下げ、会社のシェア維持および収益力の向上のためには電源ミックスの見直しが必須である。

また、平成27年にフランスで行われた第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定内では、途上国を含むすべての国が温室効果ガスの排出削減に取り組むことが明記されている。このような世界情勢を踏まえると、当社が、いち早く原子力発電所を再稼働させ、発電過程における温室効果ガスの削減に取り組む姿勢を示すことは、当社のリーディングカンパニーとしてのブランド力を向上させることにもつながり、ひいては株主利益に資するものである。

#### 第3号議案 取締役選任の件

##### ○議案内容

以下の者を当社取締役に選任する。

候補者番号 1

氏名 村田 春樹

生年月日 昭和26年3月9日生まれ

略 歴 昭和44年 早稲田大学第一政治経済学部卒業  
昭和44年 第一生命入社  
平成23年 同社退社

候補者番号 2

氏 名 東川 允

生年月日 昭和57年9月8日生まれ

略 歴 平成17年 大卒後トランスコスモス株式会社入社  
平成18年 自営業  
平成22年 会社役員

#### ○提案の理由

平成23年の東日本大震災以来、6年が経過してもなお、原子力発電所の再稼働は未だに実現していない。このため、発電コストが高止まりして、低所得者の生活を困窮させている。また、二酸化炭素や煤煙の過剰な排出により、気候変動の一因となっている。原子力発電所の早期再稼働を実現するためには、人員の刷新が必要である。

#### <株主提案（第4号議案から第12号議案まで）>

**第4号議案から第12号議案までは、株主からのご提案によるものであります。**  
なお、提案株主（298名）の議決権の数は、2,241個であります。

#### 第4号議案 定款一部変更の件（2）

##### ○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 東京電力パワーグリッドの売却

第×条 送配電事業会社の東京電力パワーグリッドを売却する。

第×条 売却により得られた資金は全額、福島原発事故被害者の賠償金に充てる。

##### ○提案の理由

電力システム改革貫徹のための政策小委員会の、「オール東電で原発事故損失全額を担え！」という結論に「ノー」の姿勢を明確にする。これは電力自由化による「発・送配電と小売の分離」の大原則に反し、2020年以後も総括原価方式が残る送配電部門に原発事故コスト負担を集中させ、政府の税金投入を最小限にという安直な考えだ。

しかし送配電部門の経営は火の車で、累積の超過損失は260億円。今後も膨大な送配電網の更新コストがのしかかり利益を増やせる状況にない。政府は送配電に負担を集中させながら、託送料金は上げさせない。無理に決まっておき「売りに出す」のが一番である。

オール東電の一部でなくなれば、購入会社に原発事故費用負担の責任はない。原発用の超巨大送電線や鉄塔は不要と切り捨てれば、莫大な更新コストは半分以下になり、現資産価値約5兆円の倍以上の高値で売れる。売却資金は直接、原発事故被害者への賠償金の原資とする。

### 第5号議案 定款一部変更の件（3）

#### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 柏崎刈羽原子力発電所への減損会計適用

第×条 中越沖地震で多大な被害を受け、福島事故後、5年以上全く収益を生まず、稼働の見込みがない柏崎刈羽原子力発電所に減損会計を適用する。

第×条 2017年3月末の柏崎刈羽原子力発電所の残存簿価相当額を1年以内に特別損失として計上し、廃炉を決定する。

#### ○提案の理由

もともと柏崎刈羽原発は断層上にあり稼働してはいけないものである。福島事故の検証は終わらず、**免震重要棟が大地震では使えないことも判明**し、再稼働が認められる可能性は限りなくゼロである。

にもかかわらず、**再稼働のために6800億円以上をつぎ込むなど、経営陣は錯乱した経営判断を行っている**。福島事故は**20兆円以上の損失を引き起こした**。その損失を回収しようとして打つ、さらに**莫大な損失の可能性のある大バクチ**である。ギャンブル依存症のような我が社のこの姿勢が市場および世間一般の信頼低下の一因である。資産とは収益を生む財産のはずだが、損失を生む資産は何と呼べばいいのだろうか。

東芝は5400億円を投じて買収したウェスティングハウスが総額1兆円近い損失となり、さらに損失が膨らむ可能性もある。早期に柏崎刈羽原発に減損会計を適用し、経営陣の暴走を止め、損失が膨らまないようにする。

### 第6号議案 定款一部変更の件（4）

#### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 廃炉研究施設

第×条 福島第二原子力発電所と柏崎刈羽原子力発電所を廃炉と廃棄物管理のための研究施設とする。

第×条 原子力発電の廃炉を進めるため、世界中から研究者を受け入れる。

#### ○提案の理由

我が社の財務状況は大変厳しい。我が社救済のために作られたと言える経産省の「東電委員会」の見積もりでは、福島事故の後始末費用は総額21.5兆円。内訳は廃炉に8兆円、賠償に7.9兆円、除染に4兆円、廃棄物中間貯蔵に1.6兆円である。これらは結局、電気料金と税金を通じて国民が賄うことになる。

**世界の潮流は自然エネルギー発電である。原発は再稼働ではなく、唯一の成長分野、廃炉・廃棄物管理事業のための技術開発に注力すべきだ。事故を起こしていない福島第二と柏崎刈羽の両発電所を開放し、世界中の技術者を集めて安全・安価な廃炉と廃棄物管理の技術を開発し、世界をリードするのである。世界中で原発が老朽化する中、この技術の輸出は、長期的には大きな利益が見込める。**

これにより雇用も継続され、世界の研究者が集えば地元経済へも大いにプラス効果が考えられる。下がりがちな社員の士気を高める副次的効果も出るであろう。

### 第7号議案 定款一部変更の件（5）

#### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 監査委員会の健全化

第×条 監査委員会の委員にはすべて社外取締役をあてる。

第×条 監査委員会の株主への監査報告では、監査の案件ごとに監査委員の意見、その結果を、個別に、具体的に明らかにする。

#### ○提案の理由

監査委員の活動は、株主には普段全く見えない。それがうかがえるのは株主総会で公表される監査報告だけだが、そこには判で押したように、会議へ出席し報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明、結果は相当と認める、ばかりだ。監査委員は執行役の不適切な行為を差し止めたことはあったのか。本当に仕事をしているのか。具体的に証拠を見せてほしい。



一昨年の社外監査委員の數土会長と嶋田取締役の監査は、総会后1か月足らずで会長が「経営再建困難」、11月には廣瀬社長が、このままだと「債務超過」と発言したことで明らかのように、全く不適切な監査であった。

我が社の隠蔽体質などがいつまでも改善されず、福島事故を防げなかった責任の一端は監査委員にもある。株主に代わって全ての業務を監視し誤りを正すという責任を果たすために、監査委員には、我が社の悪しき体質が染みついている社外取締役をあて、本当に客観的立場からの監査を期待する。

## 第8号議案 定款一部変更の件（6）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 原子力事故時の避難者受け入れ周辺自治体との安全協定

第×条 我が社は、原子力発電所の事故時に避難者を受け入れる周辺自治体と安全協定を結ぶ。

第×条 原子力発電所の稼働に際しては、立地自治体だけでなく、避難受け入れ自治体の同意を得る。

### ○提案の理由

福島原発事故後も、原子力規制委員会の**新規制基準には、過酷事故の際の避難計画は再稼働の要件になっておらず、策定・実施は自治体任せ**である。立地自治体は、原発事故による30キロ圏内住民の避難計画の策定を開始し、近隣自治体に対し避難受け入れの協力を求めている。だが計画には実効性がなく、福島事故の被害を見れば、**避難先の自治体も受け入れどころか共に避難しなければならない事態もあり得る。**

にもかかわらず、電力会社と安全協定を結ぶのは立地自治体と都道府県だけで、30キロ圏内でもそれ以外の自治体や避難者受け入れ自治体は原発の稼働に何も言えない。

我が社は、事故処理が全く進まず、再度放射能放出の可能性を払しょくできない福島第一、停止中だが使用済み燃料の危険性も考慮すべき福島第二と柏崎刈羽の各原発の立地地域住民の安全を考慮し、**避難者を受け入れる近隣自治体とも安全協定を締結する。**

## 第9号議案 定款一部変更の件（7）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

## 第△章 原子力事故を想定した避難訓練の実施

第×条 原子力事故を想定した避難訓練を実施する。

第×条 周辺住民及び自治体に協力を要請する。

第×条 避難訓練は冬を含め年に最低2回行う。

第×条 避難訓練の時期に合わせて、半径50キロ圏内の住民全員にヨウ素剤を配布する。

第×条 この訓練は、我が社の全原子力発電所の廃炉が完了し、安全が確保されるまで行う。

第×条 これに伴う費用は我が社が負担する。

### ○提案の理由

東日本大震災では道路が分断され住民の避難は大混乱をきたした。我が社の原発が立地する新潟県、福島県は冬には雪が降り積もる。地震等の被害の規模はもちろん、季節や天候によっても避難のスピードは大きく異なる。最悪の場合を想定しての避難計画と訓練が重要だ。それは自治体や周辺住民の理解と協力がなければ不可能である。それには我が社への信頼が大前提だ。

**被害情報を即座に共有し住民の安全を第一に避難を進める姿勢を示し、普段から信頼関係を築かなければならない。個々の車での避難は道路の渋滞を招く。事故時のバスや運転手の確保、体の不自由な方のための介助者の確保、逃げられない場合の核シェルターの設置、非常食の常備、ヨウ素剤の配布などにかかる費用は本来我が社が負担すべきものだ。アメリカでは、原発事故時に救援に向かう契約を事前に行い人員やバスを確保している。福島事故を起こした我が社は率先して避難訓練の範を示すべきだ。**

## 第10号議案 定款一部変更の件（8）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

### 第△章 原発災害保養基金の創設

第×条 福島第一原子力発電所事故で影響を受けた子どもたちを放射能汚染地域外で保養させるための基金を創設する。

第×条 基金により、保養に取り組む民間団体への協力・助成をする。

第×条 対象は、2011年3月11日時点で18歳以下であった子どもとする（事故後に生まれた子どもを含む）。

### ○提案の理由

取り返しのつかない原発過酷事故を起こした我が社は、被害者の生活、とりわけ子どもたちの健康を守り、放射能禍から少しでも遠ざける責務がある。放射能汚染地域には、除染等で出た放射性廃棄物が袋詰めで生活圏に溜め置かれている。ベラルーシの「チェルノブイリ法」なら“避難の権利”が認められる地域でも、福島では“自主”避難者と括られてしまう。未だに『原子力緊急事態』のさなかにあるふるさとに子連れで住む被害者の苦悩は想像に難くない。

たとえ短期間でも放射能汚染された土地から離れて暮らすことは、免疫力向上につながることから、チェルノブイリ法では、年間1ミリシーベルト以上の汚染地域に住む子どもたちに年間3週間程度の保養が定められている。放射能感受性が高い子どもたちを将来の放射能禍から遠ざけるために、汚染地域外での保養を勧め、各地で保養に取り組んでいる団体に協力・助成して、積極的かつ適切な支援をすべきである。

## 第11号議案 定款一部変更の件（9）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 福島原子力発電所勤務者に対する保養の提供

第×条 福島原子力発電所勤務の社員を年に2週間以上、会社の費用でもって放射能汚染地域外で保養させる。

第×条 社員と生活をともにする配偶者および子どもも同様とする。

第×条 福島原子力発電所勤務の協力企業社員についても、同様に2週間以上の保養を提供するよう、協力会社に要請する。

### ○提案の理由

昨年12月に我が社の社員の甲状腺ガンが労災と認定された。福島原発事故は被ばく労働者を続出させ、その多くは協力企業の方々だが、東電社員にもいないわけではない。データによれば、特に事故直後に大量の放射線を浴びた人々が多い。

被ばく者の健康維持に保養が有効であることは、チェルノブイリ原発事故の被害国・ベラルーシやウクライナが厳しい財政にもかかわらず可能な限りの保養が実施されていることから明らかである。

除染が進んだとはいえ、今年2月時点でも建屋から毎時7.7万ベクレルの放射性物質が出続け、防護眼に加え全面マスク等の重装備が必要とされる場所も残る職場環境で働く福島原発勤務の方たちは、せめて年に2週間以上、放射線量の低い地域で保養するべきである。配

偶者または親の生業により放射能汚染地域に住み続けなければならない配偶者や子どもも同様である。よって、年に2週間以上の保養を提供することとする。

## 第12号議案 定款一部変更の件（10）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 柏崎刈羽原子力発電所の原子炉圧力容器の健全性の検証

第×条 我が社は、柏崎刈羽原子力発電所の原子力圧力容器鋼材の非破壊検査を実施する。

### ○提案の理由

柏崎刈羽原発1，3，4，6及び7号機の原子炉圧力容器は、日本製鋼所供給の鋼材を使用している。同社によりフランスに供給された鋼材は、フランス原子力安全局により、原子炉圧力容器用を含め、健全性の調査の対象とされている。フランスでは、非破壊検査の結果、鋼材の炭素濃度が過剰なため、靱性（脆性破壊に対する抵抗の程度）が低下したと指摘された。

しかし、**我が社は柏崎刈羽原発に供給されている日本製鋼所製の鋼材の非破壊検査をしていない**。また原子力規制委員会も、我が社等提出の文献の調査により暫定的に問題がないと判断するにとどまっている。フランスでは、**非破壊検査以外に破壊検査も行っているが、まだ結論は出ていない**。我が社も**非破壊検査を実施して健全性を検証し、その結果を公開すべきである**。

参照：国際環境NGOグリーンピース・ジャパン報告書『日本の原子炉に導入された一次冷却系部材、炭素異常に関するレビュー』

## ◇第2号議案から第12号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、**いずれの議案にも反対**いたします。

なお、第2号議案、第4号議案から第6号議案及び第8号議案から第12号議案のご提案の内容は、いずれも業務執行に関する事項であります。会社法では、業務執行に関する事項については、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から取締役会の決定に委ねることを基本としており、いずれのご提案も定款で定めることは適当ではないと考えます。

また、ご提案いただいたそれぞれの議案につきまして以下のとおり付言いたします。

### <第2号議案、第5号議案及び第6号議案>

原子力発電は、国のエネルギー基本計画において「重要なベースロード電源」と位置づけられており、当社といたしましても、安全の確保を最優先として、厳しい競争を勝ち抜き、低廉な電気を安定的にお届けしていくうえで重要な電源であると考えております。

このため当社は、さらなる安全性の向上をめざして、原子力安全改革プランを着実に実行してまいります。

### <第3号議案>

当社では、指名委員会において、取締役としてふさわしい経験、見識、能力等を有する13名を候補者とする第1号議案を決定しており、この会社提案が最も適切であると考えます。

### <第4号議案>

当社は、持株会社としてグループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最も効率的な活用に取り組み、福島復興に向けた原資の創出とグループ全体の企業価値の向上をめざしてまいります。福島原子力事故に対する賠償の資金については、こうした当社の経営改革により収益力を向上させ、安定的・継続的に捻出していくこととしております。

### <第7号議案>

当社の監査委員会は、平成28年度においては、3名の監査委員のうち2名を社外取締役とすることで監査の客観性を確保するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため、当社における業務経験の豊富な者を常勤の監査委員に選定しております。監査委員会は、このような体制のもとで厳正な監査を実施し、監査結果について十分な審議を行ったうえで、法令に基づく適法な監査報告を作成しております。当社としては、取締役会が経営環境等に

応じて最も適切と考える監査体制を整備すべきであり、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

#### <第8号議案>

当社は原子力発電所が立地する市町村以外の自治体との間でも安全協定等を締結しておりますが、今後の安全協定等のあり方に関しましては、関係する自治体のみなさまのご意見も踏まえて検討してまいります。

#### <第9号議案>

原子力災害を想定した避難訓練は、関係する自治体が策定した避難計画に基づき計画的に実施されており、その中で当社も自治体への通報や連絡要員の派遣などを行って参画しております。今後も引き続き避難計画の実効性を高めるために、関係する自治体のみなさまのご意見も踏まえて有効な支援をしてまいります。

#### <第10号議案及び第11号議案>

当社といたしましては、「福島への責任を果たしていく」という使命を肝に銘じ、一日も早い福島復興を実現するため、復興推進活動を継続するとともに、生活基盤や産業基盤の再建に向けた国や自治体等の取り組みに全面的に協力してまいり所存です。また、福島第一原子力発電所の廃炉作業における労働環境の改善にも引き続き取り組んでまいります。

#### <第12号議案>

当社の原子炉圧力容器において使用している鋼材については、当社が実施した調査の結果、安全設計上の規格に定める炭素濃度を上回る可能性がないことを確認しており、その旨の評価結果を原子力規制委員会に報告しております。なお、同委員会においても、これに対して肯定的な評価がされております。

以 上

## 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使をされる場合は、当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスのうえ、議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権をご行使ください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

また、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

- (2) 議決権は平成29年6月22日（木曜日）午後5時20分までにご行使ください。
- (3) インターネットの利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- (4) 不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。
- (5) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

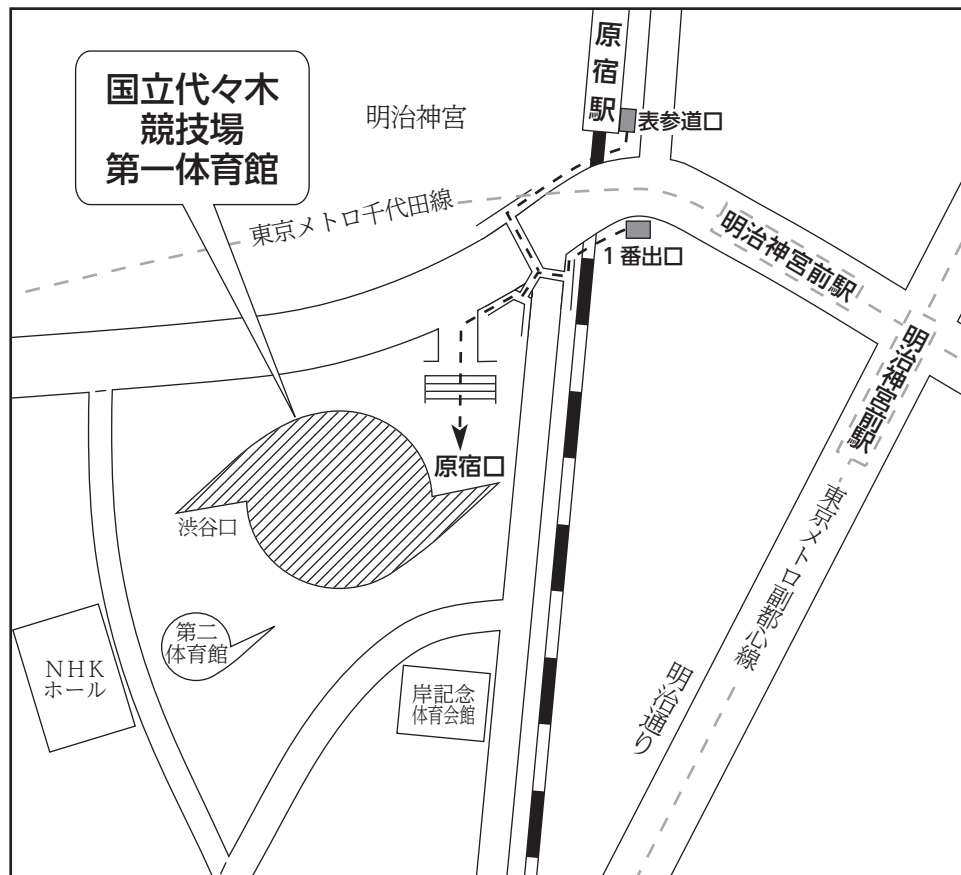
### 2. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 国立代々木競技場 第一体育館 東京都渋谷区神南二丁目1番1号



**最寄駅** ・ J R山手線 原宿駅 (表参道口から徒歩5分)  
・ 東京メトロ千代田線・副都心線 明治神宮前駅 (1番出口から徒歩5分)

**お願い** ・ 第一体育館「原宿口」に受付を設けております (「渋谷口」はご利用いただけませんのでご注意ください)。  
・ 株主総会当日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。  
・ お車でのご来場はご遠慮願います。